

## 7 注意事項

### ① 本審査後入居手続までについて

- ◎ 入居仮決定後は、入居手続までに次のことを準備していただくことになります。
  - (1) 敷金を現金でご用意ください。敷金は入居時の家賃の3か月分です。
  - (2) 申込者本人の印鑑証明書が必要です。(実印の押印)
  - (3) 原則として県内に居住するか県内に勤務しており、独立して生計を営んでいる連帯保証人が1名必要です。(連帯保証人の実印、印鑑証明書が必要です。  
ただし、県内に居住又は勤務している方を連帯保証人とすることができない場合は、申込者の3親等内の親族に限り、県外に居住・勤務している方でも連帯保証人となることができます。この場合、3親等内の親族であることを確認できる書類(戸籍謄本等)が必要です。事前にご相談ください。  
また、本人の努力にもかかわらず、上記の連帯保証人を準備出来ない方で、香川県社会福祉協議会等からの支援を受けている方など、一定の要件を満たした方については、連帯保証人を免除できる場合がありますので、ご相談ください。  
家賃などを滞納した場合、入居者本人に対して督促しますが、本人が履行しない場合は、連帯保証人に対して県営住宅家賃等完納指導依頼書を送付します。また、連帯保証人に対しても極度額の範囲内で未納分の納付を請求することができます。  
県外居住者で県内に勤務している方は、在職証明書が必要です。(必要な方はお申し出ください)
  - (4) 家賃は口座振替で納入していただきます。 手續は入居説明会で説明します。  
(毎月27日が振替日)
  - (5) 電気、ガス、水道は各人が申し込んでください。(各申込先については、別冊の「香川県営住宅住まいのしおり」をお渡ししますので、ご参照ください。)
- ◎ 手續が遅れますと、失格となります。  
暴力団員の方は、入居できません。同居・承継等もできません。入居前に暴力団員ではない旨の誓約をしなければなりません。警察との協力で暴力団員であることが判明したときは明渡請求事由に該当します。

### ② 一般県営住宅、準特定優良賃貸住宅入居者の翌年度以降の手続について

- (1) 翌年度(令和6年度)以降の家賃について  
翌年度(令和6年度)以降の家賃は、所得に応じて、また各年度の家賃算定に適用される各種係数により、毎年見直されます。
- (2) 収入申告(収入申告書の提出)について  
翌年度からの家賃決定のために毎年収入申告をしていただきます。収入申告がない場合は、近傍同種の住宅の家賃(民間並みの家賃)となりますのでご注意ください。
- (3) その他  
入居中は、収入申告以外にも様々な手続き義務が生じます。公営住宅関係法令に違反した者は、住宅を明け渡さなければなりません。

### ③ 車庫証明について

- (1) 以下の団地では、車庫証明に必要な自動車保管場所使用承諾証明書は発行できませんのでご注意ください。  
(屋島、松島、木太コーポラス、札場、勅使、一宮、上天神、天神前、昭和、丸亀城東団地)
- (4) 県営住宅では、犬・猫・鶏などのペットを飼うことができません。 入居前にペットを飼育しない旨の誓約をしなければなりません。入居後、ペットを飼育することにより、近所に迷惑をかけるなどした場合は、県営住宅を明け渡していましたことがあります。